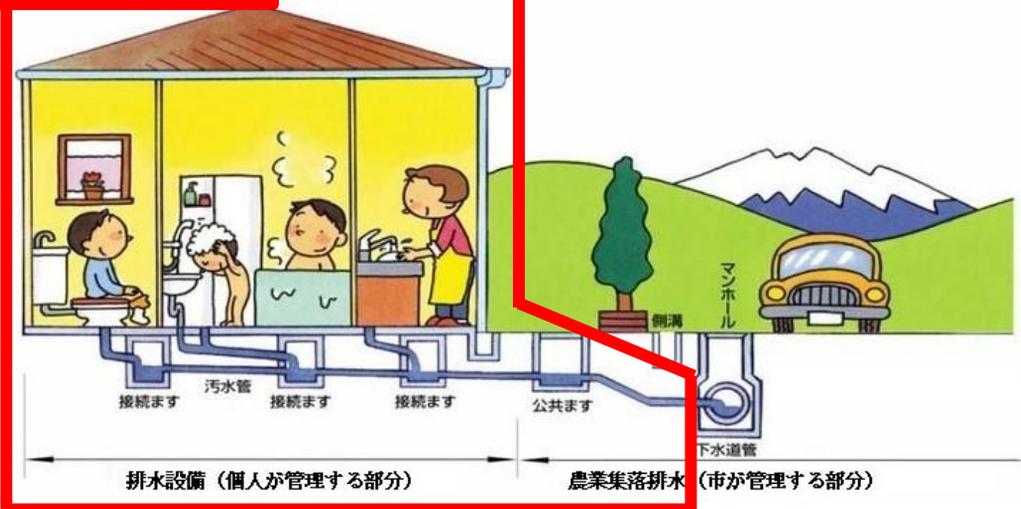


令和6年4月1日より農業集落排水 処理区域の公共ます設置工事が 自費工事になります。

自費で工事する部分



○新たに公共ますの設置をご希望される場合は、自ら費用負担して工事を行う必要があります。

○農業集落排水区域の整備は完了済みのため、新たに公共ますを設置するには、市の認定を受ける必要があります。

○公共ます1基につき、31万円（舟木）または、32万円（青山・上島西部）の加入者負担金がかかります。
但し、自費で設置した公共ますの資産価値分だけ金額を減額することができます。

詳しくはこちら▼



【問い合わせ先】

銚田市塔ヶ崎790番地2
(銚田水道事務所内)

銚田市上下水道部 下水道課

電話 0291-32-8381